

第7回鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 令和7年（2025年）7月31日（木）午前10時から午前12時00分まで

場所 山崎浄化センター 1階会議室

出席 橋詰会長、亀山副会長、浅川委員、芝田委員、大道委員、保坂委員、奴田委員、
牧田委員、秦委員

<事務局>

環 境 部 加藤部長、不破次長

ごみ減量対策課 大窪担当課長、池田担当課長補佐、鬼頭担当係長、高橋担当係長、進
藤担当係長、山田職員、吉田職員、園山職員、長尾職員

傍 聴 者 なし

議 題 （1） 第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について

事務局から資料1について説明を行い、第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について審議を行いました。

奴田委員：ごみゼロを目指しているにも関わらず、第2節表2-9では焼却量が（事業系ごみでは）1,798tまでの減量となっている。ゼロを目指して徹底的に減量を進めるべき。

浅川委員：26ページ、家庭系生ごみの排出量は、「家庭系燃やすごみの約40%を占め、年間排出量は約7,000トンを超えている」と記載されているが、8ページの表2-6のとおり、ごみ焼却量（実績）約20,000トンから算出すると約8,000トンになるのではないか。

鬼頭係長：家庭系生ごみの排出量は、焼却量ではなく、収集量に基づき算出している。ご指摘のとおり、計画書前段部分に焼却量の推移を示しており、分かりやすいよう約8,000トンと記載することも可能と考えている。

橋詰会長：その方が分かりやすいのではないか。

浅川委員：一般的に焼却施設に搬入された際に計量をして、収集量及び焼却量としてカウントをするが、焼却量と収集量とで差が出るのはなぜか。

鬼頭係長：ピット残を後年度に処理していることや、資源化の過程で出る残渣を一部焼却しているため、焼却量が収集量を上回っている。

浅川委員：焼却量はどのように計量しているのか。焼却場のクレーンでの計量も可能である

が、クレーンで持ち上げた際の計量ではなく、収集した際の計量の方が正確であると思う。

不破次長：家庭系生ごみの排出量は、計画収集量に基づき算出している。家庭から排出される燃やすごみ以外に、資源化不適物等を焼却しており、家庭から排出される燃やすごみと資源物から出た資源化不適物等を合わせたものが、焼却量である。計量方法については、名越クリーンセンターで焼却していた際には、ホッパーに落とす直前にクレーンで持ち上げた時点で計量している。

浅川委員：市民が見て、分かりやすく整理した方がよい。表現を再度検討してもらいたい。

鬼頭係長：承知した。

橋詰会長：次の３点も表現を再検討してもらいたい。

新たな搬入物検査を検討しているとのことだが、具体的な検討内容があれば追記すること。

「準多量排出事業者」は一般的な表現でないため、注釈を入れたほうがよい。
紙おむつの資源化において、設備機器導入費用の助成制度の構築の記載があるが、補助対象が分かりにくいいため追記すること。

亀山委員：プラスチックに係る記載に一貫性がないと感じる

23 ページ、基本方針 1 に 3R にリニューアブルを追加しており、それ自体は残してもらいたいと思うが、廃棄物処理の行政的な観点から本計画に位置付けた趣旨としては、施策 4（１）にプラスチック資源循環戦略の記載があることから、これに基づき、プラスチックの扱いについて言及するために盛り込んだと考える。一方で、「再生不可能な資源を再生可能な資源に置き換えて持続性を高めることが求められています」、「3R にリニューアブルを加えることで、市民に対しては、より環境に配慮した生活につながることを、事業者に対しては、限りある資源を大切に使い、環境負荷を低減しながら事業活動を行う重要な取組であることを普及啓発します。」と続いており、ここではプラスチックに限定せず、すべての資源について言及しているような記載になっている。そのため、内容が抽象的になっているとともに、市民にとっては具体的な行動が読み取りにくいように思う。

施策 2-2(1)環境負荷の低減（地球温暖化対策）において、プラスチックの資源化に係る記載があり、地球温暖化対策としてプラスチックの焼却を少なくすることは重要であるが、プラスチックの問題は単に地球温暖化対策としてだけではなく、海洋ごみ・マイクロプラスチックによる影響を軽減するという発想から生まれた考え方である。地球温暖化対策でプラスチックの資源化に係る記載をすることは行政の手続きの一貫性を考えると混乱を招くと感じる。

また、プラスチック資源循環戦略では、単に再生不可能な資源を再生可能な資源に置き換えるだけではなく、プラスチック使用量の削減、製品の長期使用化、再

生材や再生可能資源への切替、使用後の自主回収、再資源化を求めており、すべて合わせたものが「リニューアブル」とされている。そこまでを明記して記載する方がよいのではないかと。

橋詰会長：プラ新法が施行されたこともあり、プラスチックに関して比較的推進しやすい状況が作られていると感じる。その視点でみると、計画書全体を通して、プラ新法に関する記載が不足しているように感じる。プラ新法は事業者に求める面と市民に求める面があるため、その点を記載したほうがよいのではないかとと思う。プラ新法が事業者に対して求めていることには市や市内業者が取り組むことができる部分があるとともに、市民が取り組むことができる部分もあると思う。プラ新法で明記されていることのなかで、市や市民が可能な取組の記載は可能ではないかと思う。

鬼頭係長：再度、構成及び表現を見直したい。

芝田委員：プラ新法に関する記載について、市としての具体的な取組があまり記載されていないように思う。また、プラスチック資源循環戦略とプラ新法の関係が省略されているように感じる。

また、食品ロスについて、これまでの取組を踏まえ、現状を確認しているか。

鬼頭係長：現状、本市では容器包装プラスチックと別に製品プラスチックを回収し、資源化処理を行っているところである。今後は一括回収等も含めて市として検討していきたいと考えており、表現は再度検討する。

食品ロスについては、令和3年度から組成調査において食べ残し等について分類を細分化し現状把握に努めているが、前回審議会において報告した通り、国の基準と異なる部分もあり、今後整合を図っていく予定である。過年度から未開封食品類の割合は調査しており、様々な条件により結果にばらつきはあるものの、増加傾向となっている。

芝田委員：食品ロスの取組においては、現状を見える化することで、市民が取り組みやすい仕組みづくりができるとよいと思う。

保坂委員：28 ページ、本市の特性に応じた生ごみ資源化手法の検討を進めるとあるが、これまでの検討状況も見えてきており、長年にわたり検討している内容であるため、もう少し具体的に記載できないか。

事業系混合ごみは、乾式メタン発酵による資源化処理を開始し、処理経費が上がっているものの実施は受け入れられており、減量効果も出ている。一方で、家庭系生ごみは、これまで検討してきたことが実施に結びついていない状況について説明してもらいたい。

鬼頭係長：家庭系生ごみ資源化は、今泉クリーンセンターを候補地として堆肥化施設の建設を検討していたが、周辺住民から臭いや虫の発生等を理由に反対の意向が示されている。ご紹介のとおり、事業系混合ごみは乾式メタン発酵による資源化処理

を行っており、生ごみの資源化に当たっては、堆肥化以外の手法もあるものと認識している。処理手法の検討に当たっては、令和4年度にサウンディング調査を行い、民間事業者から提案をいただいているが、それぞれにメリット・デメリットがある。例えば、メタン発酵による資源化処理では、発酵残渣が生じるが、本市は焼却施設を有していないため、残渣処理が課題と考えている。処理手法等を含め、引き続き周辺住民の皆様と検討していきたい。

橋詰会長：事業系混合ごみでは資源化が実施できているが、家庭系生ごみでは実施できていない状況を、市民が読み取りにくいように思う。実施に向けた諸課題や事業系ごみとの比較を記載する等、表現を再検討してもらいたい。

鬼頭係長：再度表現を検討させていただく。

浅川委員：35 ページ、本市の食べ残しの記載について、組成調査の分類項目では「食べ残し等」とし、食べ残し以外を含めているとの説明があったが「等」は意識的に除いたものか。

鬼頭係長：記載が漏れているため修正する。

橋詰会長：家庭系ごみに関する課題として、リチウムイオン電池についても記載すべき。

鬼頭係長：21 ページ、適正かつ持続可能な廃棄物処理に関する課題に記載したが、家庭系ごみに関する課題として再度整理する。

亀山委員：令和9年（2027年）に蛍光灯の製造が中止される。ごみとして排出される量が増えることが想定される。備えておく必要があるのではないか。

鬼頭係長：廃蛍光管は、現在危険・有害ごみとして収集及び処理を行っている。ご指摘を踏まえ、製造中止後の排出量増加に対応できるよう、事業者と処理体制を構築できるよう事前に協議を進めたい。

牧田委員：事業系ごみの推計値は、経済的な指標等も影響すると思うがどのように考えているか。

鬼頭係長：家庭系ごみについては、人口推計の数字から算出している。事業系ごみについては、ご指摘の通り経済状況等による変動も考えられ、推計が難しいため、令和5年度の実績を令和8年度から令和17年度までの推計値として用いている。

大道委員：広域処理について、現在どこまで検討が進んでいるのか記載した方がよいと思う。

鬼頭係長：令和7年1月に名越クリーンセンターの焼却を停止し、同年4月から本市の家庭系燃やすごみは逗子市既存焼却施設を中心に処理を行っている。現状、大きな問題は生じていないと認識しているが、引き続き安定的なごみ処理体制が構築できるよう対応していく。

橋詰会長：事業費の高騰等もあり、葉山町の生ごみ処理施設の建設が遅れ、全体量の処理が思うようにいかない状況があることも聞いている。現在は2市1町の広域化実施計画に基づき処理を行っているが、逗子市既存焼却施設も将来的には稼働停止することから、その先のことまで考える必要があり、2市1町に拘らず、先を見据

えた記載までした方が良いのではないかと思います。

浅川委員：47 ページ、戸別収集を想定した収集体制の再構築とあるが、4 ページの現状の記載には戸別収集の収集運搬は主に委託で実施し、その他にも、週に1度、市職員が戸別に声をかけて収集する声かけふれあい収集を実施しているとある。現状の戸別収集の課題と、収集体制の再構築は具体的にどのようなことを想定しているのか説明いただきたい。

鬼頭係長：令和7年4月から家庭系燃やすごみの戸別収集を市内一部地域で実施している。当初は収集漏れが生じていたが、現状改善してきていると聞いている。収集体制の構築については、令和8年4月からは全市で家庭系燃やすごみの戸別収集を開始、将来的には容器包装プラスチック、製品プラスチック、カン・ビン等、どこまで品目拡大していくのか、また本市はすべて委託での収集体制を取っているため、収集事業者とも協議の上、必要な体制構築に向けて、人員確保や車両確保、他事業者との協力の必要性含め整理をしていく必要があると考えている。

浅川委員：収集運搬は委託で実施していて、声かけふれあい収集は週1回職員が実施しているとのことだが、委託の収集員の中に1人市職員がいて声掛けをするのか等、具体的にどのような体制で声かけふれあい収集を実施しているのか。

鬼頭係長：声かけふれあい収集は、登録制となっており、市職員により直営で収集している。職員数が減少する中で、直営で継続するのか委託に切替えるのかは引き続き検討していきたい。

牧田委員：広域処理について、本計画の中である程度具体的に追記してもらえると市民は安心できるのではないかと感じる。

鬼頭係長：31 ページ、広域連携によるごみ処理体制の維持・構築において、令和9年度末に神奈川県において策定予定の長期広域化・集約化計画について記載しているが、再度表現を検討する。

橋詰会長：計画全体として、今まで本市では、有料化や戸別収集、広域処理と進んできた。今回の計画の目玉は何かと考えると、あまり大きなものはなく、広域処理の枠組拡大等の前段階となる期間の計画になるとの印象を持つ。現行の第3次ごみ処理基本計画期間の経過や取組を踏まえて、現在どのような位置にあるのかがわかるような記載にすることで、先が見やすくなるのではないかと思います。

<第3章 生活排水処理基本計画>

橋詰会長：浄化槽の維持管理について、県が主体となっているが、県の動向についてもう少し記載できる内容はあるか。

鬼頭係長：次回までに県に確認し、可能な範囲で対応したい。

牧田委員：66 ページ、下水道の維持管理について、下水道普及率が高いということは分かるが、メンテナンス部分が分かりづらい。メンテナンスの推進も盛り込めると、

市民の安心につながるように思う。

鬼頭係長：下水道の維持管理に関する内容を本計画でどこまで記載できるかは、下水道所管部署と調整する。なお、所管部署で維持管理に関する計画を策定していると思うため、計画がある旨は記載できるよう整理したい。

報 告 （１） 災害廃棄物処理計画について

事務局から資料２について報告した後、質疑応答を行いました。

大道委員：昨日の津波警報を受け、発災時は待ったなしであらゆることが起きる。今年度中に策定することだが、それまでの間にも、市民の参考になるような情報発信が必要である。昨日は、LINE でごみ収集に関する情報が入ってきたが、誰もが確認できるような形で情報を発信してもらいたい。

橋詰会長：災害廃棄物処理計画の策定に当たって、計画書の対象は市民ではなく、市職員であり、これまで災害時に廃棄物の対応をしたことがない職員が、本計画書で事前に対応を学ぶものであると思う。そのような観点で作成すべきである。市民向けには、ごみだけではなく、必要な情報を載せたパンフレット等での情報発信等を全庁的に検討してもらえればよいのではないか。

牧田委員：対象とする災害について、津波は風水害に分類されるのか。想定とする風水害は、台風のみの記載であるが、海に面した本市では、津波の記載も必要かと思う。

鬼頭係長：２ページ、対象とする災害①地震災害に記載の５地震のうち、津波被害が含まれているものもある。津波による災害廃棄物の発生量等も推計することとしており、次回審議会で説明する。

報 告 （２） アクションプログラムについて

事務局から資料３、４について報告した後、質疑応答を行いました。

各 委 員：質問なし。

そ の 他 事務局から次回の審議会の日程等の説明を行いました。

< 終了 >